



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年2月20日火曜日 第2951号

◇ 目 次 ◇ 告 示

農用地利用配分計画の認可.....	（農政課農地・担い手対策室）.....	89
道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....	（東予地方局管理課）.....	89
道路の区域変更（県道大三島環状線）.....	（東予地方局今治土木事務所）.....	89
道路の区域変更（県道湯山高縄北条線）.....	（中予地方局管理課）.....	90
道路の区域変更（県道坊屋敷小田線）.....	（南予地方局大洲土木事務所）.....	90
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）.....	90

教育委員会告示

愛媛県指定無形民俗文化財の指定及び愛媛県指定天然記念物の指定の解除.....	（文化財保護課）.....	90
愛媛県指定名勝の指定の失効.....	（ " ）.....	91

告 示

○愛媛県告示第155号

平成30年1月12日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成30年2月20日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
農事組合法人はざめ	愛媛県宇和島市三間町迫目1034番地1	愛媛県宇和島市三間町迫目6番ほか152筆	168.431

農事組合法人増穂生産組合	愛媛県宇和島市津島町増穂丙472番地1	愛媛県宇和島市津島町増穂乙861番ほか9筆	10,196
川田秀利	愛媛県宇和島市保田甲333番地43	愛媛県宇和島市津島町横川2672番ほか2筆	4,466
山本博士	愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良1615番地	愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良1973番ほか9筆	6,753
中平勝則	愛媛県北宇和郡鬼北町大字広見220番地	愛媛県北宇和郡鬼北町大字広見386番1ほか1筆	2,138

2 認可年月日

平成30年2月13日

○愛媛県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年2月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領スズ尾344番102から同字344番81まで	旧	メートル 5.0~21.8	キロメートル 0.042	
			新	13.4~43.8	0.042	
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番132	旧	4.7~9.4	0.055	
			新	9.0~16.1	0.055	

○愛媛県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 2月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大三島環状線	今治市上浦町瀬戸6557番 4 から 同町瀬戸6577番 4 まで	旧	メートル 10.2~21.9 16.7~59.5	キロメートル 0.094	
			新	16.7~59.5	0.094	

○愛媛県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 2月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	湯山高縄北条線	松山市横谷乙440番46地先から 同市横谷乙440番62まで	旧	メートル 9.5~20.5	キロメートル 0.096	
			新	11.5~37.5	0.096	

○愛媛県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 2月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町只海甲382番 4 から 同町只海乙190番 6 まで	旧	メートル 5.8~6.6	キロメートル 0.045	
			新	6.1~29.1	0.045	

○愛媛県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 2月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町只海甲382番 4 から 同町只海乙190番 6 まで	平成30年 2月20日

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第2号

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第32条第1項及び第38条第1項の規定に基づき、次のとおり愛媛県指定無形民俗文化財を指定するとともに、愛媛県指定天然記念物の指定を解除する。

平成30年 2月20日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

1 指定する無形民俗文化財

名 称	所 在 地	保 護 団 体
吉田秋祭の神幸行事	宇和島市吉田町	吉田秋祭保存団体協議会

2 指定を解除する天然記念物

名 称	所 在 地	員 数	参 考
賀茂の大クスノキ	今治市菊間町	1本	昭和40年4月2日指定

○愛媛県教育委員会告示第3号

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第38条第2項の規定に基づき、次のとおり愛媛県指定名勝の指定は、効力を失った。

平成30年2月20日

愛媛県教育委員会
教育長 井 上 正

指定の効力を失った名勝

名 称	所 在 地	所 有 者	参 考
広瀬公園	新居浜市上原二丁目	新居浜市	昭和43年3月8日指定